

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会表彰規程実施要領

(総則)

第1条 この要領は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）表彰規程（以下「表彰規程」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の資格)

第2条 表彰候補者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

1 民生委員児童委員及び保護司

- (1) 当該年度当初において、民生委員児童委員及び保護司として現職であること。
- (2) 民生委員児童委員又は保護司として9年以上の在職期間があること。ただし、民生委員児童委員と保護司を兼ねている者で、既に民生委員児童委員又は保護司として会長表彰を受けた者は対象外とする。

2 社会福祉法人の役員及び社会福祉施設、事業所の従事者

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設、事業所は、社会福祉法第2条又は厚生労働省及び静岡県通知による社会福祉事業を営む社会福祉法人及び社会福祉施設、事業所（以下「社会福祉施設」という。）をいう。
- (2) 当該年度当初において、社会福祉施設の役員及び職員として現職であること。
- (3) 役員は、理事及び監事であること。
- (4) 社会福祉施設における在職期間が、役員は9年以上、従事者は施設長については9年以上、その他の従事者については14年以上（施設長としての在職期間を有する者は、その期間の1.5倍を加算できる。）であること。

3 社会福祉事業団体の役員及び従事者

- (1) 社会福祉事業団体は、県組織の社会福祉事業団体及びこの団体の構成員となる市単位で組織されている団体をいう。
- (2) 前号によるほか特に本会会長（以下「会長」という。）が認める団体
- (3) 当該年度当初において、社会福祉事業団体の役員及び従事者として現職であること。
- (4) 役員は、理事及び監事であること。
- (5) 社会福祉事業団体における在職期間が、役員は9年以上、従事者は14年以上であること。

4 本会の役員

- (1) 当該年度当初において、本会の役員として現職であること。
- (2) 役員は、理事及び監事であること。
- (3) 本会における在職期間が9年以上であること。

5 里親

里親登録後9年以上で里子の養育期間が通算4年以上の者

6 優良社会福祉施設及び社会福祉事業団体

- (1) 社会福祉施設及び県組織の社会福祉団体及びこの団体の構成員となる市単位で組織されている団体であること。
- (2) 事業成績優良であり、他の範とするに足ると認められるものであること。

7 障害者及びひとり親家庭自立更生者

- (1) 障害者及びひとり親家庭になってから10年以上自立更生に努めている者であること。
- (2) 障害者の範囲は、当該年度当初において、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受け、その等級が4級以上の者であること。
 - イ 療育手帳の交付を受け、その等級がB1以上の者であること。
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が3級以上の者であること。
- (3) ひとり親家庭の範囲は、当該年度当初において、母子世帯、父子世帯等の状態で年齢20歳未満の子供を10年以上にわたって養育しているものであること。

8 社会福祉事業協力者（ボランティア）

社会福祉事業に対して、ボランティア活動等により9年以上継続して活動している個人又は団体

9 優良社会福祉地域

- (1) 事業成績優良であって、他の範とするに足ると認められるものであること。
- (2) 地区社会福祉協議会であって、地域福祉活動を5年以上継続して実施していること。
- (3) 自治会連合会地区組織又は単位自治会において、地域福祉活動を5年以上継続して実施していること。
- (4) 地区民生委員児童委員協議会であって、地域福祉活動に功績があること。

10 社会福祉事業功労者

次に掲げる一に該当する者とする。

- (1) 在宅重度心身障害児者又は在宅寝たきり老人を5年以上、かつ当該年度当初において、現に介護している者であること。
- (2) 身体障害者相談員、知的障害者相談員及び母子福祉協力員等として10年以上にわたり活動し、当該年度当初において、現職にある者
- (3) 同条第1項から第9項並びに同項第1号から第2号に掲げるもののほか、社会福祉事業に特に功労があり、その功績が顕著であると会長が認めた者

11 その他社会福祉功労協力援助者

その他、社会福祉への功労又は団体活動として表彰することが適当であると会長が認めた者
(対象除外)

第3条 既往において、次の各号の一に該当するものは表彰の対象から除外する。

- (1) 社会福祉関係功労で叙勲、藍綬褒章又は黄綬褒章を受けた者
- (2) 社会福祉関係功労で厚生労働大臣又は静岡県知事の表彰を受けた者
- (3) 全国社会福祉協議会会長、県社会福祉協議会会長又は郡市町村社会福祉協議会会長の表彰を受けた者
- (4) 刑罰等を受けた者
(勤続及び従事等の年数算定)

第4条 候補者の勤続及び従事等の年数算定は、次のとおりとする。

- (1) 勤続年数及び現時の基準は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。ただし、民生委員児童委員功労者に関しては、同委員の改選年度に限り、当該年度の11月30日現在で算定することができる
- (2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算することができる

(3) 合併前の在職期間は、通算するものとする

2 在職期間の通算は、特に定めるものを除き、表彰規程及びこの要領に定める表彰資格の範囲内とする。

(感謝状の贈呈)

第5条 感謝状の贈呈は、表彰規程第2条第10号の規定に基づき、社会福祉施設、社会福祉事業団体及び民生委員児童委員活動等の社会福祉活動で、労力的、経済的又はその他の方法により、積極的に協力援助している次の各号の一に該当するものに対してこれを行う。

- (1) 半日以上にわたる労力活動を単位として、年間6回以上にわたり、かつ3年以上継続して協力援助した個人及び団体
- (2) 年間20万円以上の金額又はこれに相当する物品を協力援助した企業及び団体
- (3) 年間10万円以上の金額又はこれに相当する物品を協力援助した個人又は会長が特に認めた者
- (4) 会長が各種活動において特に必要と認めた者

(候補者の推薦)

第6条 表彰等の候補者を推薦する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 民生委員児童委員及び保護司功労表彰 民生委員児童委員協議会会長、保護司会長
- (2) 社会福祉施設の役員及び従事者功労表彰 団体長、施設長
- (3) 社会福祉事業団体の役員及び従事者功労表彰 団体長
- (4) 本会の役員功労表彰 会長
- (5) 里親表彰 児童相談所長
- (6) 優良社会福祉施設及び社会福祉事業団体表彰 会長
- (7) 身体障害者及び母子世帯等自立更生者表彰 民生委員児童委員、団体長
- (8) 社会福祉事業協力者（ボランティア）表彰 会長、ボランティア連絡協議会会長、施設長
- (9) 優良社会福祉地域表彰 地区社会福祉協議会連絡協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、自治会連合会会長
- (10) 社会福祉事業功労者 会長、民生委員児童委員、団体長、施設長
- (11) その他社会福祉功労協力援助者 会長

第7条 この要領に定める推薦は、次に掲げる様式による。

- (1) 民生委員児童委員及び保護司功労表彰 様式第1号
- (2) 社会福祉施設の役員及び従事者功労表彰 様式第2号
- (3) 社会福祉事業団体の役員及び従事者功労表彰 様式第3号
- (4) 本会の役員功労表彰 様式第4号
- (5) 里親表彰 様式第5号
- (6) 優良社会福祉施設及び社会福祉事業団体表彰 様式第6号
- (7) 身体障害者及び母子世帯等自立更生者表彰 様式第7号
- (8) 社会福祉事業協力者（ボランティア）表彰 様式第8号の1、2
- (9) 優良社会福祉地域表彰 様式第9号
- (10) 社会福祉事業功労者 様式第10、11号
- (11) その他社会福祉功労協力援助者 様式第12号

(被表彰者の決定)

第8条 会長は、前条により推薦された候補者を、本会理事会に諮り審査のうえ決定する。

(推薦の時期)

第9条 この要領に定める推薦書の提出期限は、別に定める。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月15日から施行し、平成22年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行し、平成23年度の表彰から適用する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行し、平成25年度の表彰から適用する。